



第6章 こうち戦略行動計画

6-1 戦略の理念

私たちはこれまで、生活の豊かさを求めるがあまり、かけがえのない自然に手を加え、便利な社会を手に入れてきました。しかし、その代償として失った生物多様性は多大で、それを元のように復元することは極めて困難であるといえます。また、生物多様性は人間が持続的に利用することによって維持されてきたという側面もあり、地域の過疎高齢化や第一次産業の衰退など、社会的な問題も大きく関わっています。

前章に整理したとおり、本県においても生物多様性が危機に瀕する状況にあり、生物多様性を保全していくためにはさまざまな課題があります。私たちの生活がいかに生物多様性に依存し影響を及ぼしているか、その影響の度合いなど、わかっていないことは未だ多いものの、強く関わっているであろうことに気づいた今、私たちは自然のあり方に理解を深め、本県の生物多様性を保全・再生していかなければなりません。

改訂戦略では、森・川・里・海・まちの健全なつながりや生態系のネットワークを重視し、地域が持続的に発展していくことを目指して掲げた以下の理念を引き続き掲げていくこととします。

基本理念

ふるさとのいのちをつなぐ
～豊かな生きものの恵みを受けて 美味しく 楽しく ずっと暮らそう高知県～

高知県の資源であり、貴重な財産でもある自然を、人の暮らしとの調和を図りながら守り、将来の子どもたちへとつないでいくことは、今を生きる私たちに課された使命です。

ふるさと高知のすべてのいのちをつなぎ、私たちの手で責任を持って未来へ。この理念にはそんな思いが込められています。

6-2 将来目標と計画期間

戦略によって目指す将来像は、多様な主体が協働・連携して具体的な行動を実践し、それによって地域が持続的に発展することで、現在よりもはるかに生物の多様性が豊かに維持されている社会こそがその姿といえます。したがって、戦略の具現化については長期的な視点が求められ、かつ息の長い取組が欠かせません。図 6-2 に生物多様性こうち戦略によって目指すべき姿のイメージを示します。本県は、北に四国山地がそびえ、南には太平洋が開けており、山から川、里、海につながりが分かりやすい地形となっています。このつながりを正常化することによって、水や物質の循環が維持され、生物多様性の再生・保全に直結します。このような姿が 50 年後、100 年後に当然のごとく存在している社会を目指していきます。

このため、戦略では 100 年先を見据えた目標（目指すべき姿）を設定し、その目標達成のために 50 年後の中期目標（目指すべき姿）及び 10 年後の短期目標（目指すべき姿）をそれぞれ設定しています（図 6-1）。この短期目標を達成するための 10 年間で当面の計画期間とし、社会情勢の変化などを考慮して予防的・順応的に取組を進めていくため、原則として 5 年目に戦略の見直しを行うこととしていました。本改訂戦略はこの 5 年目の見直しであり、引き続き目標の達成に向けて、より実効性の高い取組を進めていきます。

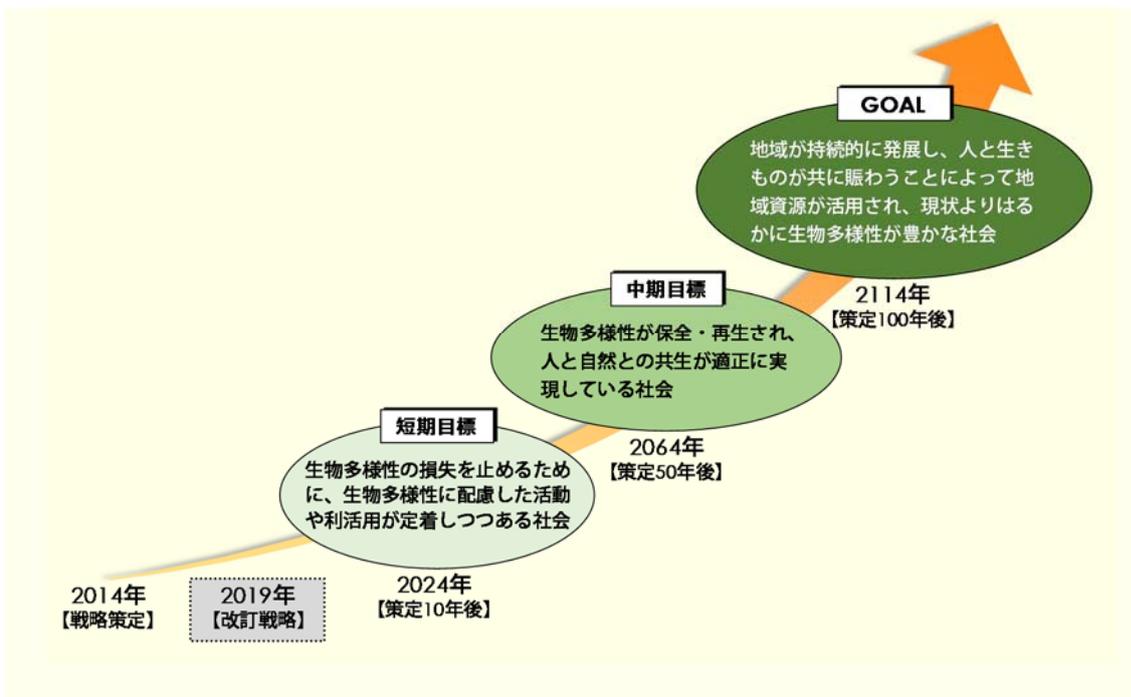
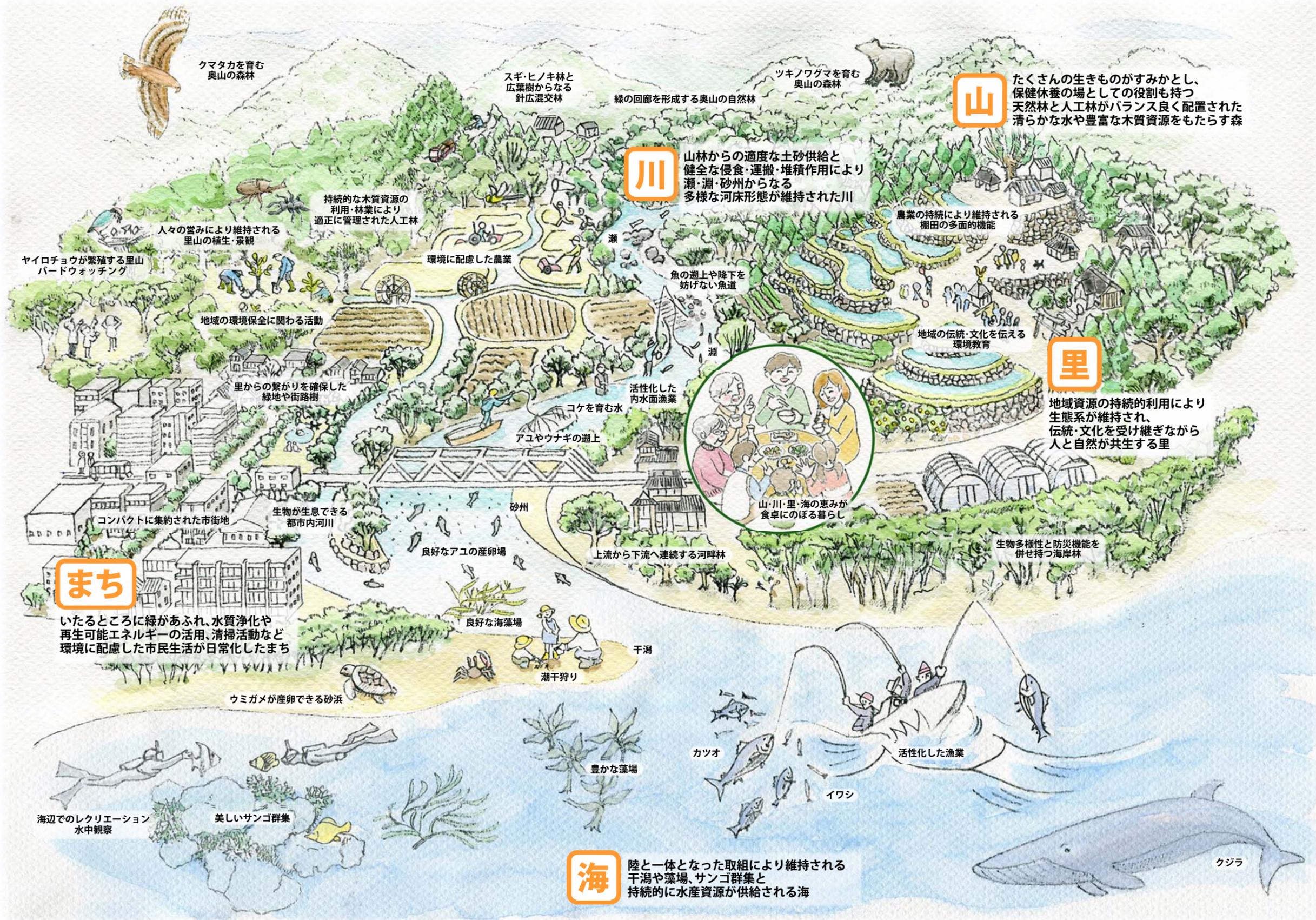


図 6-1 将来目標（目指すべき姿）と計画期間



山

たくさんの生きものがすみかとし、
保健休養の場としての役割も持つ
天然林と人工林がバランス良く配置された
清らかな水や豊富な木質資源をもたらす森

川

山林からの適度な土砂供給と
健全な侵食・運搬・堆積作用により
瀬・淵・砂州からなる
多様な河床形態が維持された川

里

地域資源の持続的利用により
生態系が維持され、
伝統・文化を受け継ぎながら
人と自然が共生する里

まち

いたるところに緑があふれ、水質浄化や
再生可能エネルギーの活用、清掃活動など
環境に配慮した市民生活が日常化したまち

海

陸と一体となった取組により維持される
干潟や藻場、サンゴ群集と
持続的に水産資源が供給される海

図 6-2 生物多様性こうち戦略によって目指すべき姿（イメージ図）

6-3 行動計画

改訂戦略の推進にあたって、前戦略策定後 5 年間における取組目標の達成状況を整理し、その結果を踏まえて 5 年後の短期目標達成に向けた行動計画を示します。

6-3-1 目標の達成状況

表 6-1 に示したとおり、前戦略では 24 の目標を設定してその達成を目指してきました。策定後 5 年を経過し、現段階において達成された目標は、13 項目となっています。目標年度がまだ先にある項目もいくつかあることから、全体として概ね順調に進んだものと判断されますが、例えば集落活動センターの設置や有害鳥獣の捕獲頭数、温室効果ガスの排出量など、まだ目標に大きく届いていない指標も認められます。改訂戦略においては、この結果を踏まえて関係各課と連携を強め、前戦略と同様の目標指標を掲げてその達成に努めていきます。

表 6-1 前戦略の目標と達成状況

	指標	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	達成度・ 達成状況	目標・目標値 (目標年度)
目標 1	生物多様性の認知度	20%					H30 年度 認知度 61.8%	50% (H30 年度)
目標 2	生物多様性サポーターの登録者数				11 名	23 名	H30 年度 38 人 76.0%	50 名 (H30 年度末)
目標 3	自然体験型観光施設等利用者数	997 千人	930 千人	1,072 千人	1,029 千人	965 千人	97.5%	1,100 千人 (H27 年度)
目標 4	高知県レッドリスト(動物編)の改訂	H12 年 作成				H29 年 改訂	H29 年 10 月改訂版 完成	H28 年度末 改訂
	高知県レッドリスト(植物編)の改訂	H23 年 改訂				改訂中	改訂中	H32 年度末 改訂
目標 5	集落活動センターの設置数	13 か所	17 か所	26 か所	37 か所	44 か所	33.8%	130 か所 (H33 年度末)
目標 6	協働の森・川・海づくり事業パートナーズ協定締結数	62 件	64 件	65 件	67 件	69 件	108.3%	60 件 (H27 年度末)
目標 7	保安林の指定面積	112,769 ha	113,151 ha	113,382 ha	113,807 ha	114,643 ha	97.0%	118,133ha (H35 年度末)
目標 8	FSC 森林認証制度の取得件数	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	○	H25 年度 実績以上
	SGEC 森林認証制度の取得件数	2 件	2 件	2 件	3 件	5 件	○	H25 年度 実績以上
目標 9	有害鳥獣の年間捕獲頭数 ニホンジカ(H22 年～5 年間)	18,982 頭	21,124 頭	20,556 頭	19,544 頭	—	67.4%	30,000 頭 (H27 年度末)

	指標	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	達成度・ 達成状況	目標・目標値 (目標年度)
目標 10	設置済の防護柵による植生保護効果	70%	87%	83%	94%	—	○	80% (H30 年度末)
目標 11	県内の温室効果ガスの排出量	9,445 千 t-CO ₂	9,190 千 t-CO ₂	9,110 千 t-CO ₂	—	—	−16.6%	5,996 千 t-CO ₂ (H32 年度)
目標 12	県庁の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減	47,465 t-CO ₂	42,882 t-CO ₂	40,624 t-CO ₂	42,151 t-CO ₂	37,319 t-CO ₂	−267.0%	28,857t-CO ₂ (H27 年度)
目標 13	園芸用 A 重油の使用量（石油代替エネルギーの活用）	62,000 kl	54,000 kl	50,000 kl	50,000 kl	—	○	60,000kl (H27 年度)
目標 14	県民 1 人当たりの 1 日のゴミ（一般廃棄物）排出量	943 g/日	958 g/日	944 g/日	942 g/日	—	○	956g/日以下 (H27 年度末)
目標 15	農業産出額	938 億円	962 億円	1,011 億円	1,144 億円	—	109.0%	1,050 億円以上 (H33 年産)
目標 16	新規就農者数	263 人	261 人	265 人	276 人	—	94.6%	年間 280 人 (H27 年度)
目標 17	木材・木製品製造業出荷額等	209 億円	229 億円	247 億円	235 億円	—	117.5%	200 億円以上 (H33 年度末)
目標 18	原木生産量	49.5 万 m ³	61 万 m ³	59.2 万 m ³	62.8 万 m ³	66.8 万 m ³	82.5%	81 万m ³ 以上 (H33 年度末)
目標 19	林業担い手数 (林業就業者数)	1,605 人	1,602 人	1,589 人	1,592 人	—	91.7%	1,732 人 (H27 年度末)
目標 20	森の工場の拡大	59,056 ha	63,335 ha	65,980 ha	67,474 ha	—	94.5%	69,800ha (目標面積) (H27 年度末)
目標 21	戸建て住宅の木造率	89.12%	90.40%	91.52%	91.50%	92.32%	○	全国平均以上 (H27 年度末)
目標 22	沿岸漁業生産額 →漁業生産額（サンゴを除く）	446 億円	445 億円	483 億円	420 億円	—	105.0%	400 億円以上 (H33 年度末)
目標 23	水産加工出荷額	173 億円	175 億円	204 億円	—	—	102.0%	200 億円以上 (H33 年度末)
目標 24	土佐黒潮牧場数	15 基	15 基	15 基	15 基	15 基	○	体制維持 (機能強化) (H30 年度末)

注 1) 目標 1 は、県民アンケートの結果による。H25 年度と H30 年度の設問の選択肢は異なっているが、ほぼ同じ意味合いの回答として整理した結果である。

注 2) 達成度は、目標年度または直近の数値を目標値で除したもの。ただし、目標 9 は目標年度までの平均値を除した。また、目標 11、12 はそれぞれ基準年を H2 (8,667 千 t-CO₂)、H21 (32,063t-CO₂) と定め、排出削減量に対する達成度を示している。目標値は基準年から削減することとして設定していたが、実数は増加しているためマイナスの値となる。

注 3) / は、調査及び取組が行われていない年度。

— は、引き続き調査及び取組は行われているが、まだ明らかとなっていないもの。

○ は、目標年度または直近の数値によって目標を達成しているもの。

網掛けは、目標年度または直近の数値によって目標を達成していないもの。

太字は、目標とした年度の実際の値。

6-3-2 2023年度までの行動計画

前項で掲げた将来目標を実現するには、県民、事業者、教育・研究機関、NPO等民間団体、県、市町村など、各主体が協働・連携してさまざまな取組を進めていく必要があります。改訂戦略では、今後の5年間（2019年度～2023年度）で取組む内容を、大きく4つのプラン（大項目）に分け、各プランを合計で12の取組（中項目）に区分して整理しています。さらに、取組（中項目）毎に、行動計画として取組む事項（小項目）を掲げています。



PLAN 1 知る・広める ▶ 生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有する

- 取組 1-1 生物多様性の普及・啓発
- 取組 1-2 地域の生物多様性から学ぶ教育の推進
- 取組 1-3 身近な自然とのふれあいの場の整備と五感で感じる機会の提供



PLAN 2 つなげる ▶ 生物多様性を支え、次世代につなぐ仕組みと基盤をつくる

- 取組 2-1 生物多様性の調査と研究
- 取組 2-2 生物多様性保全・回復のための体制の強化



PLAN 3 守る ▶ 自然環境の保全と回復を図る

- 取組 3-1 すぐれた自然環境の保全と管理
- 取組 3-2 希少野生動植物等の保護と管理
- 取組 3-3 特定鳥獣の個体数管理と外来生物対策の推進
- 取組 3-4 生物多様性に配慮した公共工事等の推進
- 取組 3-5 地球温暖化の防止や循環型社会の構築へ向けた取組の推進



PLAN 4 活かす ▶ 生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化を促進する

- 取組 4-1 生物多様性に立脚した地域資源の活用の促進
- 取組 4-2 生物多様性に密接な関係を有する一次産業の強化

P.119 から記載する生物多様性に関する取組は、分野横断的で幅広い領域が関係するため、数多い行動計画を掲載しています。そうしたなか、生物多様性の保全を推進するうえでより効果的な取組が進むことを期待して、必要性、緊急性が高いものや波及効果が大きいものを重点項目に設定し、各行動計画の左に☆印を附しています。

■重点項目表示方法の例示

PLAN 1 知る・広める ▶ 生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有する

私たちの生活は生物多様性と深く関わり合っています。しかし、日々の暮らしの中で自然と接する機会が減少するなか、一般的に生物多様性の価値に対する認知度は低く、生きものの豊かさを守ることの重要性が十分に浸透しているとは言えません。そうしたことから、生物多様性の意義や生物多様性との関わり方などを社会に浸透させるためには、研修会の開催や地域の自然や生きものを通じた環境教育の実施など多面的な普及・啓発活動を継続的に行う必要があります。

目標指標（モニタリング項目）	現状値	目標値
生物多様性の認知度	61.8% (2018 年度)	80.0% (2023 年度)
自然体験型観光施設等利用者数	965 千人 (2017 年度)	1,141 千人 (2019 年度)

取組 1-1 生物多様性の普及・啓発

生物多様性の意義などについて社会的理解を高めるため、生物多様性の保全活動の事例などについて情報発信に努めるとともに、生物多様性に関する研修会やイベント等の開催などの普及啓発活動に取組みます。

(1) 情報発信

- ☆① ホームページや広報誌等さまざまな媒体を通じて、生物多様性の保全活動の取組事例、清掃・間伐などのボランティア活動やイベントの開催案内等の情報を発信します。
- (2) 市町村や事業所関係者等への研修会の開催
- ☆① 市町村における生物多様性地域戦略の策定を目指して、市町村職員を対象にした研修会を開催します。
- ☆② 県民や事業者等を対象に、生物多様性を学ぶための研修会やイベント、生物多様性を考えるきっかけを増やすための環境や生きものをテーマにした写真、作文などのコンクール等を開催します。

重点項目

生物多様性の保全を推進するうえで必要性、緊急性が高いものや波及効果が大きいもの。



PLAN 1 知る・広める ▶ 生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有する

私たちの生活は生物多様性と深く関わり合っています。しかし、日々の暮らしの中で自然と接する機会が減少するなか、一般的に生物多様性の価値に対する認知度は低く、生きものの豊かさを守ることの重要性が十分に浸透しているとは言えません。

そうしたことから、生物多様性の意義や生物多様性との関わり方などを社会に浸透させるためには、研修会の開催や地域の自然や生きものを通じた環境教育の実施など多面的な普及・啓発活動を継続的に行う必要があります。

目標指標（モニタリング項目）	現状値	目標値
生物多様性の認知度	61.8% (2018年度)	80.0% (2023年度)
自然体験型観光施設等利用者数	965千人 (2017年度)	1,141千人 (2019年度)

取組 1-1 生物多様性の普及・啓発

生物多様性の意義などについて社会的理解を高めるため、生物多様性の保全活動の事例などについて情報発信に努めるとともに、生物多様性に関する研修会やイベント等の開催などの普及啓発活動に取組みます。

(1) 情報発信

- ☆ ① ホームページや広報誌等さまざまな媒体を通じて、生物多様性の保全活動の取組事例、清掃・間伐などのボランティア活動やイベントの開催案内等の情報を発信します。

(2) 市町村や事業所関係者等への研修会の開催

- ☆ ① 市町村における生物多様性地域戦略の策定を目指して、市町村職員を対象にした研修会を開催します。
- ☆ ② 県民や事業者等を対象に、生物多様性を学ぶための研修会やイベント、生物多様性を考えるきっかけを増やすための環境や生きものをテーマにした写真や作文などのコンクール等を開催します。

取組 1-2 地域の生物多様性から学ぶ教育の推進

生物多様性について学ぶことができるように、学校や事業者等における、地域の自然や生きものと生活や歴史、文化、伝統産業などとの関わりを学ぶ体験学習や観察活動などの環境教育を推進します。

(1) 環境教育の充実

- ☆ ① 地域の自然や生きものと生活や歴史、文化、伝統産業などとの関わりを学ぶ環境学習に係る講師の派遣、紹介や生物多様性に関する資料の配付などにより、学校や事業者等における環境教育の効果的、効率的な実施を推進します。

取組 1-3 身近な自然とのふれあいの場の整備と五感で感じる機会の提供

森・川・海等の自然環境を環境教育の場として活用し、身近な自然や生きものにふれながら、五感を通じて生物多様性を学ぶことができるように、人と自然がふれあう場の整備や人と自然がふれあう機会の提供を推進します。

(1) 人と自然がふれあう場の整備と活用

- ① 自然公園や四国のみちの景勝地を保護するとともに、適正な利用が図られるよう管理し、利用の促進を図ります。
- ② 公共空間である親水公園や都市公園などを人と自然がふれあう場として活用できるように、生態系に配慮して設置、維持管理します。

(2) 人と自然がふれあう機会の提供

- ① 環境教育の場として、森・川・海等の自然環境を活用した取組を推進します。
- ② 県民や事業者等が自然や生きものにふれる機会を増やすため、生きものの観察会、ネイチャーゲーム、間伐体験、作物の収穫体験などを推進します。
- ③ 生きものなどを見て、ふれて、学ぶことのできる動・植物園やその他の体験学習施設を、生物多様性を知る学ぶ場として活用します。
- ☆ ④ グリーン・ツーリズムなどの滞在型の余暇活動や地域の特色を活かし、自然を体感することができる観光を推進します。

日常生活や事業活動等における行動例

- ・生物多様性の保全活動を実施する事業者や NPO 等民間団体は、SNS 等を使って清掃・間伐、イベント情報を発信します。
- ・県民や事業者は、県や NPO 等民間団体が開催する生物多様性に関する研修会、地域の清掃活動・体験学習等に参加し、生物多様性の重要性を学びます。
- ・事業者は、生物多様性の保全活動等に関する研修会を開催し、職員の理解を深めます。



PLAN 2 つなげる ▶ 生物多様性を支え、次世代につなぐ仕組みと基盤をつくる

生物多様性の保全と持続的な利用にあたっては、生きものの生息情報等の基礎的なデータの収集が極めて重要です。自然や生きものが、自分たちの暮らしや産業活動、あるいは文化や歴史などどのように関わっているのかを理解するためには、自分たちの地域の自然や生きものの様子を知ることがとても大切です。

また、さまざまな主体による生物多様性の保全に向けた活動を持続的に行うには、指導的役割を担う人材の育成や主体間の連携を図る仕組みが必要です。

目標指標（モニタリング項目）	現状値	目標値
生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	38人 (2018年度)	100人 (2023年度)
高知県レッドリストの改訂	動物編の改訂 (2017年度)	植物編の改訂 (2020年度)
集落活動センターの設置数	44か所 (2017年度)	80か所 (2019年度)
協働の森・川・海づくり事業パートナーズ協定締結数	森・海：63件 川：6件 (2017年度)	新規の増加・ 更新の継続

取組 2-1 生物多様性の調査と研究

生物多様性の保全に必要な基礎的データを得るため、在来の野生動植物や外来生物の生息・生育状況などに関する調査と研究に取り組めます。

(1) 野生動植物の生息・生育等に関する基礎データの収集

- ☆ ① 環境の変化に応じて、県内の絶滅のおそれのある野生生物の生息状況等を取りまとめた高知県レッドリスト、高知県レッドデータブックの改訂に努めます。
- ☆ ② 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めるための基礎データを得るため、県内の生物の生息・生育状況や食害、大量死等の被害状況などについて調査・分析を行います。

(2) 外来生物の侵入・定着等に関する基礎データの収集

- ☆ ① 在来の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の侵入・定着状況等について、調査し、高知県版侵略的外来種リストを作成します。

(3) 動植物の生息・生育環境に関する基礎データの収集

- ① 県内の主要河川の水質やCO₂排出量などの野生動植物の生息・生育に影響が強い環境要素について、調査・分析を行います。

(4) 動植物の標本の保管

- ① 動植物の特徴等を把握するために重要な生物標本については、環境教育での利用や、後世に研究素材を継承するためにも貴重な材料となり得ることから、動植物園、水族館を含む博物館等において適切に管理・保管します。

取組 2-2 生物多様性保全・回復のための体制の強化

生物多様性の価値などを地域に浸透させ、生物多様性の保全や再生への持続的な取組を促進させるため、地域で生物多様性の普及・啓発や学習を行う際に中心的、指導的役割を担う人材を育成します。また、生物多様性に関する情報の共有や交流活動を促進させるため、さまざまな関係者をさまざまな形でつなげるための仕組みづくりを行います。

(1) 生物多様性の普及・啓発を担う指導的人材の育成

- ☆ ① 生物多様性の価値や必要性等について、地域に根ざした普及・啓発を行い、生物多様性の裾野を広げるため、環境学習の講師や地域の自然・文化などのガイドなどを行っている者を生物多様性こうち戦略推進リーダーとして育成し、その活動を支援します。
- ☆ ② 学校や事業者等において環境教育や環境保全活動などが効果的に実施されるよう、教員や企業の CSR 担当者あるいは環境ボランティアに携わる方に対する研修を充実させ、指導的役割を担う人材を育成します。

(2) 生物多様性を推進する組織体制の整備

- ☆ ① 県民や事業者等の環境保全活動などを支援するため、環境活動支援センターえこらぼによる環境学習の講師の派遣・紹介や助成金の情報提供などの活動の充実を図ります。なお、行政による支援措置については、生物多様性に関する取組に活用しやすいような工夫を行います。
- ② 多様な主体の参画による生物多様性の保全の促進を図るため、環境先進企業との連携による環境保全等の取組を促進するため、協働の森・川・海づくりパートナーの拡大を図ります。
- ③ 森、谷川、溜池、用水路、水田、畑、鎮守の森などからなる里山の自然環境が生物多様性を育むことを認識し、これを維持するため、集落活動センターの設置を推進するなど、中山間地域集落の活性化、コミュニティ機能の維持・再生を図ります。

日常生活や事業活動等における行動例

- ・ NPO 等民間団体は、野生動植物の生息・生育状況の調査を行うなど、地域の生きものの情報を収集・整理します。
- ・ 事業者は、県が開催する生きものの保全活動等に必要な技術・知識を修得するための研修会に参加し、指導的役割を担う人材を育てます。



PLAN3 守る

▶ 自然環境の保全と回復を図る

森・川・里・海・まちの生態系のつながりや生態系のバランスを保ち、生態系サービスを将来にわたって持続的に享受できるようにするには、森・川・里・海・まち、それぞれの環境や生きものの多様性を守る必要があります。

環境や生きものの多様性を守るには、多様な生態系が適正に維持されるような行動を選択するとともに、希少な野生動植物の保護や生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の駆除、野生鳥獣による被害の防止、地球温暖化の防止などの取組を進めることが重要となります。

目標指標（モニタリング項目）	現状値	目標値
保安林の指定面積	114,643ha (2017年度)	118,133ha (2023年度)
有害鳥獣の年間捕獲頭数 ニホンジカ	19,554頭 (2016年度)	30,000頭 (2021年度)
有害鳥獣の年間捕獲頭数 イノシシ	17,505頭 (2016年度)	20,000頭 (2021年度)
設置済の防護柵による植生保護効果	94% (2016年度)	毎年80%以上
県内の温室効果ガスの排出量	9,110千t-CO ₂ (2015年度)	8,564千t-CO ₂ (2030年度)
県庁の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	42,151t-CO ₂ (2016年度)	40,310t-CO ₂ (2020年度)
園芸用A重油の使用量 (石油代替エネルギーの活用)	50,000kl (2016年度)	50,000kl (2019年度)
県民1人あたりの1日のゴミ（一般廃棄物） 排出量	942g/日・人 (2016年度)	883g/日・人 (2020年度)
戸建て住宅の木造率	92.32% (2017年度)	現状以上

取組 3-1 すぐれた自然環境の保全と管理

森・川・里・海・まちにおける環境と生きものの多様性を守り、多様な生態系による多様な生態系サービスの維持増進を図るための取組を推進します。

【森】

(1) 多様な樹種、林齢を有する森林の管理

- ☆ ① 人工林については、主林木の健全な生長と下層植生の繁茂等を促進するため、適切な間伐施策を推進します。
- ☆ ② 伐採跡地の更新などの障害となっているニホンジカによる食害等の獣害被害の防止を推進します。

- ③ 若齢林の少なさを解消して森林生態系の多様さを回復させるとともに森林吸収源としてCO₂吸収量の増大を図るため、年間成長量の少ない高林齢の人工林の伐採と再生林を促進します。また、樹種や林齢の偏りを解消して森林生態系の多様性を確保するため、人工林の複層林化や混交林化、利用が低位な広葉樹林の伐採利用などに努めます。
- ④ 千本山のヤナセ杉や白髪山の天然ヒノキ林など特徴的な森林は、その景観美や遺伝子資源を後世に引き継ぐために保護に努めるとともに、公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林については保安林に指定して機能保全に努めます。
- ⑤ 林道等の開設にあたっては、周辺の生態系への影響を配慮した線形、工法等の選択に努めます。

【川】

(1) 清流の保全

- ① 豊かな水環境を保全し、次世代に引き継ぐために、高知県清流保全条例等に基づき、清流保全計画の推進と進行管理に努めます。
- ☆ ② 土砂流入による河川の濁りを軽減するため、浅水代かきの普及を進めるとともに、森林整備や治山工事の推進、高濁度水の早期放流などの実施により、土砂流出量の軽減や濁水発生期間の縮減に努めます。

(2) 生態系に配慮した河川環境の管理

- ☆ ① 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために多自然川づくりを推進します。
- ② 中州や河川敷への車の乗り入れ等の抑制や本来の植生（カワラナデシコ、カラヨモギ等の群落）の再生などにより、ヒバリやコアジサシなどの営巣地の確保に努めます。
- ③ 河川の自然環境を保全するため、外来植物や外来魚の侵入防止や駆除、放置艇の撤去、清掃活動などを推進します。

【里】

(1) 周辺環境に配慮した基盤整備と営農

- ☆ ① 生物多様性に配慮した農用地の整備などを推進し、自然環境の保全や良好な景観の形成等の多面的機能の発揮を図ります。
- ② 土着天敵等を活用した病害虫防除や化学肥料・農薬の使用削減、資源の循環利用による土づくりなど、環境への負荷軽減に配慮した農業を推進します。
- ③ 収穫しない作物の除去や農地周辺の草刈りなど、有害鳥獣を集落に寄せつけない環境整備を推進します。

(2) 里地里山の保全

- ☆ ① 生きものの生息・生育の妨げとなっているものの除去や生息空間の確保などにより、メダカやホタルなど身近な生物の生息・生育地や景観などの整備・保全に努めます。

【海】

(1) 干潟など独特な生態系の保全

- ① 独特な生態系を形成している干潟・内湾や河川生態系とつながりの強い河口域、汽水域などの生態系の再生・保全・維持に努めます。

(2) 生息環境の整備

- ☆ ① 磯焼けによる生態系の劣化を食い止めるため、オニヒトデやサンゴ食巻貝類、ナガウニ類、藻食性魚類（ブダイなど）など、造礁サンゴや海藻を食する生物の生息密度を監視し、正常な密度の維持を図ります。
- ② 海岸・海底の清掃活動を推進します。
- ③ 海の生態系に配慮して、津波・高潮・波浪による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び適正な利用を図ります。
- ④ ウミガメ類の活動期に砂浜への車両の乗り入れをしないよう啓発するなど、保護活動を推進します。

(3) 環境への負荷が少ない漁業

- ☆ ① 資源状況に応じて禁漁期間を設けるなどの資源管理を行うなど、環境への負荷が少ない漁業を推進します。

【まち】

(1) 市街地空間における生きものの生息・生育環境の整備

- ① 市街地周辺でも野鳥等の多様な生きものが見られることから、清掃活動や緑化活動等による生きものの生息環境の保全を推進します。

(2) 日常生活による環境負荷の軽減

- ① 下水道や浄化槽の整備による生活排水対策により、まちの中の河川環境(水質、水辺等)の改善を促進します。
- ② 環境にやさしい公共交通やエコカーの利用など日常生活における環境保全活動を推進します。

取組 3-2 希少野生動植物等の保護と管理

希少野生動植物の不当な採捕の防止や保護区等の見直しなどにより、希少野生動植物等の保護と管理を行います。

(1) 希少野生動植物等の保護と管理

- ☆ ① 高知県希少野生動植物保護条例、高知県うみがめ保護条例、高知県文化財保護条例、第12次高知県鳥獣保護管理事業計画などを周知し、不当な採捕を防止します。
- ② 特別天然記念物や希少野生動植物等の保護活動を効果的に行うために、希少野生動植物保護専門員や鳥獣保護員、保護活動団体、関係機関等との連携を図ります。また、保護指導員等の知識や経験等の共有、研鑽を図るために、研修会等を実施します。

- ☆ ③ ニホンジカ生息地帯では、必要に応じ防鹿柵を設置・管理し、希少植物を保護します。
 - ④ 天然記念物の保全のため、巡視や状況把握を行うとともに、国指定・特別天然記念物ニホンカモシカについては、保護と食害防止の両立を図る施策に取り組めます。
- (2) 希少野生動植物等の保護区の設定等
- ☆ ① 高知県希少野生動植物保護条例に基づく高知県指定希少野生動植物種及び保護区について、実態を踏まえて適宜見直し・追加を行います。
 - ② 希少野生鳥獣の繁殖地や渡来地など、重要な区域を鳥獣保護区に指定します。
 - ③ 開発行為を行う場合は、計画段階から開発行為区域周辺における希少野生動植物の生息・生育の環境への負荷について調査を行うように努め、希少野生動植物へ与える影響を回避または低減するよう努めます。

取組 3-3 特定鳥獣の個体数管理と外来生物対策の推進

地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのある特定鳥獣や侵略的外来生物について、普及啓発及び個体数管理や駆除などを推進します。

- (1) 特定鳥獣対策の個体数管理
- ☆ ① 特定鳥獣保護管理計画等に基づき、個体数管理等を行うとともに、地域における捕獲隊の組織化、隣接市町村や隣接県と連携した一斉捕獲、防護柵の設置などの被害の実情に合わせた対策を講じます。
 - ② 有害鳥獣の効果的な駆除を実施するために、新たな担い手（狩猟者等）を育成します。
- (2) 外来生物対策の推進
- ① 外来生物の周知や外来生物の侵入・定着の防止ため、外来生物対策マニュアル（国作成）の普及に取組みます。
 - ☆ ② 人的危害を及ぼすおそれのある特定外来生物や、外来魚等の駆除、侵入対策などに取組みます。【セアカゴケグモ、ヒアリ】
 - ③ ペットとして飼養している外来生物が逃げ出したり、飼い主が遺棄することにより、野生定着することで生態系に悪影響を及ぼす可能性があることから、ペット等の遺棄防止などの適正飼養についての啓発を行います。

取組 3-4 生物多様性に配慮した公共工事等の推進

周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の公共工事等の実施にあたっては、環境影響評価制度や文化環境評価システムを活用して、周辺の環境や動植物などへの影響の配慮に努めます。

- (1) 環境アセスメントの実施、文化環境評価システムの活用
- ① 環境影響評価法や高知県環境影響評価条例あるいは文化環境評価システムの対

象となる公共工事等については、周辺の環境や動植物などについて調査を行い、工事による影響の回避、低減に努めます。

取組 3-5 地球温暖化の防止や循環型社会の構築へ向けた取組の推進

動植物の生育・生息環境を保全するため、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に向けた各種の取組を推進し、自然や資源を活かし、豊かに暮らす低炭素社会の実現を目指します。

(1) 地球温暖化の防止や循環型社会の構築

- ① 日照時間の長さや豊富な降水量、豊富な森林資源を活用した太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ② 家庭での省エネ活動、エコオフィス活動やエコアクション 21 の取組、市町村における地球温暖化対策実行計画の策定を促進します。
- ③ 温室効果ガスの吸収源として森林整備を推進するとともに、カーボン・ニュートラルで再生産可能な木造建築物や木質バイオマス発電への利用の拡大、森林のCO₂吸収等に由来するクレジットを活用したカーボン・オフセットの普及を推進します。
- ④ 環境への負荷が少ない循環型社会を実現するため、各種リサイクル法・グリーン購入法に基づくリデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rや、県民との協働による不法投棄の防止、美化活動を推進します。

日常生活や事業活動等における行動例

- ・事業者は、事業活動の原材料となる生きものの生息・生育を支える生態系の保全に努めます。
- ・事業所においては、再生可能エネルギーの利用や省エネ機器の導入を進めます。
- ・日常生活においては、省エネ活動や公共交通機関の利用を心がけ、地球温暖化防止の取組を行います。
- ・ペットとして飼育している外来生物が逃げ出すことで、生態系に大きな影響を与える可能性もあるので、ペットは最期まで責任を持って飼育します。



PLAN 4 活かす ▶ 生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化を促進する

私たちの豊かな暮らしを守るため、生物多様性は保全だけではなく、その恵みを持続的に活用することにも意義があります。持続可能なあり方で、生きものの豊かさを地域資源として活かすとともに、地域の特色のある景観や食文化あるいは伝統産業などの継承・振興を図ることが大切です。

特に、農業をはじめとする第一次産業は、自然の循環機能を利用し、動植物を育みながら営んでいくもので、多くの生きものにとって貴重な生息・生育環境を提供するなど生物多様性の保全に貢献しています。生物多様性と産業活動との関係性は多面的です。自然の再生能力を上回るような資源利用（オーバークース）などは生物多様性の損失を招きます。一方で、行うべき適正な管理を行わない、全く利用しない（アンダーユース）は結果的に生物多様性の損失を招く場合があります。

このように、生物多様性と密接に関わる第一次産業の維持・発展に向けた取組を促進します。

目標指標（モニタリング項目）	現状値	目標値
FSC 森林認証制度の取得件数	2件 (2017年度)	新規の増加・ 更新の継続
SGEC 森林認証制度の取得件数	5件 (2017年度)	新規の増加・ 更新の継続
農業産出額	1,144 億円 (2016年度)	1,090 億円以上 (2021年度)
新規就農者数	276人 (2016年度)	320人 (2019年度)
木材・木製品製造業出荷額	235 億円 (2016年度)	232 億円以上 (2021年度)
原木生産量	66.8 万 m ³ (2017年度)	81 万 m ³ 以上 (2021年度)
林業担い手数	1,592人 (2016年度)	1,777人 (2021年度)
森の工場の拡大	67,474ha (2016年度)	81,600ha (2019年度)
沿岸漁業生産額 漁業生産額（サンゴを除く）	420 億円 (2016年度)	476 億円以上 (2021年度)
水産加工出荷額	204 億円 (2015年度)	203 億円以上 (2021年度)
土佐黒潮牧場数	15基 (2017年度)	体制維持 (機能強化)

取組 4-1 生物多様性に立脚した地域資源の活用の促進

地域の特色のある自然や生きものに支えられてきた伝統的な文化や産業の継承と振興を図るとともに、地域における生物資源利用の向上を図ります。

(1) 伝統的な文化や産業の継承や振興

- ① 自然の恵みを受け取りながら成立してきた高知県の食文化が第一次産業や観光資源とも密接に関わっていることを認識し、食文化の継承と振興を図ります。
- ② 地域本来の潜在的な自然植生を残している鎮守の森や境内林、野生生物をモチーフとする祭祀や祭事、民話、民間薬などの伝統文化は、高知県の豊かな生物多様性に支えられたものであることを認識し、それぞれの由来や価値等を広く伝えながら継承します。
- ③ 豊かな地域の資源に恵まれて継承されてきた土佐和紙や土佐珊瑚などの価値と技術を後世に伝えていくため、後継者育成研修の実施などにより伝統産業の後継者の確保を図ります。

(2) 生産資源利用の向上

- ☆ ① 地域に固有の在来種について、他地域の同類種との遺伝子的交雑等を回避するため、在来種の遺伝資源の保存等を推進します。
- ② 生物多様性に配慮して生産・収穫された一次産品やその加工品などの利用を推進します。
- ③ 獣害被害の軽減と地域振興を図るため、有害鳥獣の有効活用に向けて、ジビエ研究会の活動などを通じて、ニホンジカ等の肉を利用したジビエ料理を普及します。
- ④ 未利用あるいは利用が低下した地域の生物資源の活用を促進するため、集落活動センターの活動などを通じて、新商品の開発や新規事業の立ち上げ等を推進します。

取組 4-2 生物多様性に密接な関係を有する一次産業の強化

生物多様性と密接な関係を有する一次産業の持続可能な振興を通じて、生物多様性の保全を図ります。

(1) 農業

- ☆ ① 新たな担い手を確保するとともに、その経営力を強化し地域の核となるような企業的経営体を育成するため、農地の集積や施設整備等に対し、支援を行います。
- ② 生物多様性に配慮した農用地の整備などを推進し、自然環境の保全や良好な景観の形成等の多面的機能の発揮を図ります。【再掲】
- ③ 農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を面的に図る観点から、集落ぐるみの営農活動を継続して支援します。
- ④ 土着天敵等を活用した病虫害防除や化学肥料・農薬の使用削減、資源の循環利用による土づくりなど、環境への負荷軽減に配慮した農業を推進します。【再掲】
- ⑤ 南国ならではの特性を活かした IPM 技術の導入や有機農業の推進等による環境保全型農業への取組を進め、高付加価値農産物の生産拡大を図ります。
- ⑥ 農産物のブランド化や農林水産物直販所等を活用した地産地消・地産外商の取組を推進します。

(2) 林業

- ① 新たな担い手を確保するために、新規就業の促進に加え、都市部からの移住促進や、山林所有者が山を自ら手入れする自伐林家等を育成し、支援します。
- ② 環境に与える負荷の少ない持続可能な林業経営に努めるとともに、森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行われているかどうかを評価する FSC 森林認証や SGEC 森林認証の取得を促進します。
- ③ 適切な管理が行われていない森林の経営管理を市町村が行う森林経営管理制度の円滑な運用を推進します。
- ④ 若齢林の少なさを解消して森林生態系の多様さを回復させるとともに森林吸収源として CO₂ 吸収量の増大を図るため、年間成長量の少ない高林齢の人工林の伐採と再造林を促進します。また、樹種や林齢の偏りを解消して森林生態系の多様性を確保するため、人工林の複層林化や混交林化、利用が低質な広葉樹林の伐採利用などに努めます。【再掲】
- ⑤ 効率的で安定的な林業経営を確立するため、施業の集約化を促進し、路網の整備や高性能林業機械の導入などにより、効率的な木材の生産を実現します。
- ⑥ 森林資源が余すことなく活用されるよう、CLT の普及等により非住宅建築物への木材利用を促進するとともに、未利用間伐材や低質材などの木質バイオマスの利用拡大を推進します。
- ⑦ 生産技術向上研修等の開催による品質の向上と担い手の確保、販売促進及び新たな生産品目の掘り起こしによる競争力向上などより、中山間地域の特色を活かした特用林産物の生産拡大を図ります。

(3) 水産業

- ① 新たな担い手を確保するために、新規就業・異業種からの参入を促進するとともに、生物多様性に配慮し、長期的視点に立った漁業計画を策定できる指導者・技術者の確保と育成に努めます。
- ② 燃料の削減に貢献し、二酸化炭素の排出削減に効果のある土佐黒潮牧場の体制維持と機能強化を図ります。
- ③ 環境への負荷が少なく効率的な漁業を推進するとともに、資源と生態系の保護に取り組む漁業や製品を認証するマリン・エコラベル・ジャパンの認証水産物の消費拡大を図ります。

日常生活や事業活動等における行動例

- ・地域においては、伝統的な文化・産業等の後継者を育てるため、技術指導を行い、日常生活においては、地元の食材を選びます。